

## 中央アジア諸国比較憲法論序説

樹 神 成

## はじめに

鮎京正訓の論文集『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会、2011年）は、「比較法研究と法整備支援」を序章で論じ、「ベトナムと法整備支援」について検討した第5章を経て、「法整備支援とアジア立憲主義研究」をめぐる第6章でアジア立憲主義に関する問題を概観している。鮎京は、「法整備支援はアジア諸国法研究をどう変えていくか」の終章で、法整備支援を通して得られた課題と知見がアジア各国法さらにはアジア立憲主義の研究の発展に貢献しうるか、そのための論点と展望とを示している。

モンテスキュウやヘーゲル、マルクスが「一貫して「遅れた」、「停滞した」、「野蛮な」と性格づけてきた「アジア」が21世紀にどのような法を形成していくのか<sup>1)</sup>という、アジア法およびアジア立憲主義についての鮎京の問いは、対象それ自体の課題であるとともに、対象への視点の問題でもある。19世紀のアジア認識と現代のアジア認識とのあいだには、「遅れ」や「停滞」、「野蛮」ではない、なにが存在することになるのだろうか。

アジア立憲主義を別にすると、欧州における立憲主義の拡大、つまり、1990年前後からのソ連と東欧の社会主義の崩壊にともなう欧州の旧社会主義国（以下、体制転換諸国<sup>2)</sup>）での西欧型立憲主義の継受をどう見るかが課題としてある。この点で、比較政治学におけるこれまでの二分対置の政治レジーム論（民主主義対権威主義）には収まり切らない競争的権威主義という概念の提起<sup>3)</sup>は注目に値する。しかし、「西欧的価値」を生み出した伝統社

1) 鮎京正訓『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会、2011年）、290頁。

2) この言葉は、ソ連と東欧の旧社会主義国は体制転換をしたが、アジアの社会主義国は市場経済に移行したという見方を前提とする。

3) Steven Levitsky & Lucan A. Way, *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*, New York: Cambridge Univ. Press, 2011. 比較憲法学においては、権威主義における憲法の意味についての研究もなされるようになっている（Tom Ginsburg & Alberto Simpser (ed.), *Constitutions in Authoritarian Regimes*, New York: Cambridge

会と伝統法とをもたない体制転換諸国が、政治的に「西歐的価値」を継受したとしても<sup>4)</sup>、「西歐的価値」に基づく「西歐法」はそこで機能不全を起こすという見解も根強い。この見方から、社会は、「西歐的価値」または「西歐法」が機能する社会とそうでない社会に裁断され、対置され、二分され、類型化される。こうした社会の二分対置論は、アジア立憲主義研究における「アジア的価値論」にも共通する。

議論の状況は、現代の立憲主義の拡大をどのように語りうるか<sup>5)</sup>、その制度選択と社会的基盤をめぐる認識枠組が問われていることを意味する。鮎京は、「アジア的価値」論をイデオロギーとして見るとともに<sup>6)</sup>、「マハリヤヤ郷約」といった伝統的共同体に根差した伝統法（アジアにおける伝統社会と伝統法）の利用を、「現代的な法の発展を反映していない」と批判している<sup>7)</sup>。では、何がアジア立憲主義の基盤となりうるのか。この小論は、直接に、この問題を検討しようとするものではない。ここでは、中央アジアの小国キルギスタンの憲法動態に着目して、それをめぐる議論から言いうることを整理したい。

---

Univ. Pres, 2014.)。

- 4) 欧州の体制転換諸国は、ほぼすべてが欧州評議会に加盟し、欧州人権条約に批准している。エストニア、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ラトビア、リトアニア（2004年）、ブルガリア、ルーマニア（2007年）、クロアチア（2013年）は、欧州連合基準を満たすために法改革を行って欧州連合に加盟した。これは、一種の法の継受である。なお、ベラルーシは基準を満たしていないという理由で加盟が認められておらず、コンボは承認しない国もあるため加盟していない。また、ザカフカス三国（アゼルバイジャン、アルメニアおよびグルジア）も欧州評議会に加盟している。ロシアと欧州評議会について、樹神成「欧州評議会議員会議の監視 (monitoring) を通してみる現代ロシア法」『法経論叢』(第34巻1号、2015年)を参照。
- 5) 18世紀における「古典的立憲主義」(英米仏)は19世紀に「外見的立憲主義」(独日露)として継受された。では、20世紀末の立憲主義化は、どのような性格のものとして見るべきだろうか。「古典的立憲主義」、「外見的立憲主義」、そして「現代立憲主義」が線形で発展するものと見るべきだろうか。ロシアの比較憲法学においては、1993年ロシア憲法が定める大統領制は、大統領の地位と権限が強大であるというだけではなく、大統領が三権の上にあり実質的国家元首となりうる制度を定めている点に特徴があることから、1993年憲法の定める大統領制に立憲君主制の現代版という性格があると位置づける主張もある。樹神成「現代ロシアの比較憲法論 - A. H. メドゥシエフスキー」(『法経論叢』第35巻1号、2016年)はこうした議論を検討している。メドゥシエフスキーは、1993年憲法の異種混合性を強調している。
- 6) 鮎京正訓、前掲書、277頁。
- 7) 同前、293頁。

## 1. 憲法から見た体制転換の帰結の多様性

体制転換諸国の憲法のなかでキルギスタンの憲法を取り上げることにどのような意味があるだろうか。まずは、ソ連と東欧の社会主義が崩壊して四半世紀が経ち、体制転換の帰結が体制転換諸国で一様でないことを確認しよう。どのように一様でないかを見るか自体が問題である。ここでは、もっぱら憲法が定める制度に着目し、(1) 大統領の選出方法（「大統領」）、(2) 大統領の任期制限（「任期」）、(3) 首相を誰にするかを定める者（選出者）（「首相選出」）、(4) 憲法適合性審査を行う機関（「違憲審査」）について見ておきたい。(5) 現行憲法の制定年（「現憲法」）が新しければ、憲法の変動が大きいと考えられるから、現行憲法の制定年も見ておく。これらを見ることで、統治機構の基本特徴と憲法変動の度合いの大きさが判断できる。表1は、2016年1月の時点でのそれらを一覧としたものである<sup>8)</sup>。

表1には、参考のために、(6) 欧州連合および(7) 欧州評議会への加盟年（「EU」および「CoE」）、最後に、(8) レジームの型（「類型」）の分類を記載した。ここでは、フリーダム・ハウス（Nations in Transit 2015）<sup>9)</sup> によるレジームの型の評価を、当否は別として、移行の帰結の多様さを示す参考として利用している。レジームの型は次のように分類されている。すなわち、民主主義（Consolidated Democracy, CD）、半民主主義（Semi-Consolidated Democracy, SCD）、Transitional Government or Hybrid Regime（移行政府または異種混合レジーム、HR）<sup>10)</sup>、半権威主義（Semi-Consolidated Authoritarian Regime, SCA）、権威主義（Consolidated Authoritarian Regime, CA）。

欧州連合または欧州評議会の加盟年とレジームの型が示すのは、東欧とバルトの諸国は欧州評議会に早期に加盟し、欧州連合にも加盟し、民主主義がほぼ定着したと評価されてきたことである。

表1は、これらの事項と地域の組合せで見ることを可能にしてある。地域は、旧ソ連を、「ロシア等」「コーカサス」「中央アジア」「バルト諸国」

8) 体制転換諸国の憲法は、中央アジア諸国とロシアを除いて、英訳を利用した（<https://www.constituteproject.org/search?lang=en>（2016年10月））。なお、大統領の就任期間が長期の場合、任期ではなく就任の年を記した。

9) [https://freedomhouse.org/report/nations-transit/nations-transit-2015#.Vmy7VtRuk\\_x](https://freedomhouse.org/report/nations-transit/nations-transit-2015#.Vmy7VtRuk_x)（2015年12月）

10) 「異種混合レジーム」は、「競争的権威主義」と同じように、「民主主義対権威主義」という基準で截然と区別できないレジームの存在を反映している。

に分類し、それ以外を東欧と南欧に区分した。

表 1

地域	国	大統領	任期	首相選出	違憲審査	現憲法	EU	CoE	類型
ロシア等	ロシア	公選	2000	大統領	憲法裁判所	1993	/	1996	CA
	ウクライナ	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1996	/	1995	HR
	ベラルーシ	公選	1994	大統領	憲法裁判所	1994	/		CA
	モルドバ	議会	2期4年	議会	憲法裁判所	1994	/	1995	HR
ザカフカス	アゼルバイジャン	公選	2003	大統領	憲法裁判所	1995	/	2001	CA
	アルメニア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1995	/	2001	SCA
	グルジア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1995	/	1999	HR
中央アジア	ウズベキスタン	公選	1990	大統領	憲法裁判所	1992	/	/	CA
	カザフスタン	公選	1990	大統領	憲法評議会	1995	/	/	CA
	キルギスタン	公選	1期6年	議会	最高会議憲法院	2010	/	/	SCA
	トルクメニスタン	公選	2007	/	議会	2008	/	/	CA
	タジキスタン	公選	1994	/	議会	1994	/	/	CA
バルト	エストニア	議会	2期5年	議会	最高裁判所	1992	2004	1993	CD
	ラトビア	/	/	議会	憲法裁判所	1992	2004	1995	CD
	リトアニア	公選	2期5年	大統領	憲法裁判所	1992	2004	1993	CD
東欧	スロバキア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1992	2004	1993	CD
	チェコ	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1993	2004	1993	CD
	ハンガリー	議会	2期5年	議会	憲法裁判所	2011	2004	1990	SCD
	ブルガリア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1991	2007	1992	SCD
	ポーランド	公選	2期5年	議会	憲法法院	1997	2004	1991	CD
	ルーマニア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1991	2007	1993	SCD
南欧 (旧ユーゴスラビア等)	クロアチア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1991	2013	1996	SCD
	スロベニア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1991	2004	1993	CD
	セルビア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	2006	/	2003	SCD
	ボスニア・ヘルツゴビナ (評議会)	2期2年	大統領	憲法裁判所	1995	/	2002	HR	
	モンテネグロ	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	2007	/	2007	SCD
	マケドニア	公選	2期5年	議会	憲法裁判所	1991	/	1995	HR
	コソボ	議会	2期5年	議会	憲法裁判所	2008	/	/	SCA
	アルバニア	議会	2期5年	議会	憲法裁判所	1998	/	1995	HR

(1) から (3) は、民主主義の制度の現状を示すことを意図している。

そこから分かることは、まず、大統領が公選で首相も選出されるという制度が普及していることである。これを、フランスの憲法学者デュヴェル

ジェが提唱した半大統領制の拡大と見ることができ、この視点からの研究も行われている<sup>11)</sup>。デュヴェルジェの半大統領制論は、単に制度論ではなく、憲法上の制度、政治の実態（伝統と状況）、多数派の形成といった点を組み合わせて、ある制度が多様な政治現実を生み出すこと、それを類型化することに焦点を合わせている<sup>12)</sup>。立憲主義の拡大のもとの半大統領制の現実も多様である。憲法上の制度に着目して類型化を考えると、大統領と議会のどちらの地位と権限が強いかで「大統領—議会」型と「議会—大統領」型に区分するということも考えられる。「首相—大統領」型と「大統領—議会」型という区分も提唱されている<sup>13)</sup>。前者は、内閣が議会に責任を負うという一元責任の下で首相と大統領が対抗することを指し、後者は、内閣が、大統領と議会とに責任を負う二元責任の制度、または大統領に責任を負う制度を指す。大きな問題は、大統領が公選で、首相も存在する制度のすべてを半大統領制と考えてよいかにある。

ここでは、首相選出者が大統領である国と議会である国に二分する。つまり、首相の任命権または首相候補提案権ではなくて、実質の首相選出者を基準とする。

任命権者を問題にしないのは、憲法上、大統領に任命権があっても、實際上、それは形式（名目）に過ぎない場合があるからである。フランス憲法は、一方で、共和国大統領が首相を任命し、閣議を主宰すると規定するとともに（第8条）、他方で、政府が「国の政治を決定し指揮」し、「軍事力を使うことができ」、「国会に対し責任を負う」ことも明確にしている（第20条）。フランス憲法は、政府が「国会に対して責任を負う」ことは明確にしているが、首相任命の手續については明瞭とは言えない。一般に、体制転換諸国の憲法では、首相の選出手続に関する規定を置いているので、そこに定められた制度全体を通して、実質の首相選出者が大統領であるか議会であるかを判断できる。体制転換諸国の憲法制定過程において、多く

---

11) Robert Elgie (ed.), *Semi-Presidentialism in Europe*, Oxford Univ. Press, 1999. Robert Elgie & Sophia Moestrup, *Semi-Presidentialism outside Europe*, New York: Routledge, 2007. Id. *Semi-Presidentialism in the Caucasus and Central Asia*, London: Palgrave Macmillan, 2016.

12) Maurice Duverger, "A New Political System Model: Semi-presidential Government," *European Journal of Political Research*, 8 (1980), pp. 165-187.

13) Matthew Sorberg Shugart & John M. Carey, *Presidents and Assemblies*, New York: Cambridge Univ. Press, 1992, pp. 55-75.

の場合、首相任命手続は大きな争点であり、したがって、この点の規定が詳細になっている場合が多い。

大統領が首相候補者を提案し、議会に同意権があれば、首相選出者を議会が大統領に二分することはむづかしい。首相選出者を、議会が大統領に二分するということは（以下は原文の通り）首相選出者を、議会が大統領に二分するということは、結局は、議会多数派の指導者がその故をもって首相候補者となる場合と大統領が自分の意思で首相候補者を提案する場合とに分けることを意味する。議会が、大統領が提案する首相候補者に同意する（ロシア）、大統領が提案にあたって議会会派と協議する（カザフスタン）、あるいは首相候補者を検討承認する（ウズベキスタン）<sup>14)</sup>と定められている場合、「同意」や「協議」、「検討承認」があることよりも、結局のところ、大統領が自分の意思で首相候補者を決めることができるかどうか判断基準となる。ロシアやカザフスタン、ウズベキスタンでは大統領が首相候補者を決定する。ロシアの場合には、議会の政府不信任決議の制度はあっても、大統領は、自分の意思で、政府の総辞職か議会の解散かを選択でき、また大統領は政府の総辞職（首相解任）を決定できる。

議会が首相選出者の場合、選挙の結果として議会多数派が予め形成され大統領がその結果を受入れることを前提にした首相選出手続もあれば、選挙後に議会での議会多数派の形成を予定した首相選出手続もある。後者の場合、多数派形成における大統領の権限を定める憲法もある。その場合、大統領の権限が、多数派形成の促進という役割にとどまるかどうか判断する必要がある。

大統領が公選で首相選出者が大統領である場合、これを半大統領制の一類型と考えることもできるし、半大統領制ではないと見ることもできる。どのような制度かという点で、1993年ロシア憲法について「超大統領制」であるとの見方もある<sup>15)</sup>。「超大統領制」は、“Super-presidency”、または“Hyper-presidency”の訳語である。ロシア憲法の場合、大統領としての権限が強いというより、大統領を超えた地位にあると見る事ができる。大

14) ウズベキスタンの場合、半大統領制に分類されることもあるが、議会の権限があまりに形式的なことから半大統領制とはみなされない場合も多い。

15) M.S.Fish, *Democracy Derailed in Russia*, New York: Cambridge Univ. Press, 2005, pp. 194-245.

統領が国家元首であることが、三権の「上」または「外」に立つ大統領の地位を正当化すると考えられている。この小論は、大統領が首相選出者であるかどうかだけを問題としているので、大統領が公選で首相選出者が大統領である場合を、さしあたり、大統領優位制としておく。

以上ことを踏まえて帰結を見ると、バルト諸国と東欧諸国は、議院内閣制か議会による首相選出型の半大統領制である。南欧の諸国も、ボスニア・ヘルツェゴビナを除いて、同じである。なお、ボスニア・ヘルツェゴビナは、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦とスルプスカ共和国からなり、前者から2名（ボシュニャク系とクロアチア系）と後者から1名（セルビア系）の3名からなる大統領評議会制を採用している。

それ以外の地域、すなわち旧ソ連の「ロシア等」、「ザカフカス」および「中央アジア」では、体制転換当初、モルドバを除いて、大統領制またはロシア憲法に影響を受けた大統領優位制であった。しかし、ウクライナ、アルメニア、グルジア、キルギスタンは、それぞれ異なる地域（「ロシア等」、「ザカフカス」および「中央アジア」）で、同一の地域の他の国にはない半大統領制的な議院内閣制の要素をもつ制度に移行した。したがって、帰結は、議院内閣制（モルドバ）、大統領制（タジキスタン、トルクメニスタン）、大統領による首相選出型の大統領優位制（ロシア、ベラルーシ、アゼルバイジャン、カザフスタン、ウズベキスタン）、議会による首相選出型の半大統領制（ウクライナ、アルメニア、グルジア、キルギスタン）に分岐した。大統領制および大統領による首相選出型の大統領優位型の体制転換諸国では、大統領の任期制限が無い（例えば、アゼルバイジャン）、あるいは起算の操作（例えば、ウズベキスタン）や不連続の二期以上の容認（例えば、ロシア）で、大統領の在任期間が長期にわたり、個人権力が確立している<sup>16)</sup>。これは大統領制を採用するタジキスタン、トルクメニスタンでも同じである。

以上の（1）から（3）についての検討から、ここで注目したいのは次の点である。第一、大統領公選制が広く見られるのはなぜか、第二、体制転換当初、大きく見ると、バルト諸国、東欧および南欧は議院内閣制または半大統領制を採用し、バルト三国とモルドバを除く旧ソ連諸国が大統領ま

---

16) 1990年からウズベキスタンの大統領であったカリモフは2016年9月に死去した。

たは大統領優位制を採用したのはなぜか、第三、後者で、大統領優位制から半大統領制的制度への移行が起きたのはなぜか。つまり、ウクライナ、アルメニア、グルジアおよびキルギスタンでの変化をどう見るか。第四、個人権力の確立の原因は何か。大統領制または大統領優位制という制度に起因するものか。この小論では、キルギスタンについて、第三の点の若干の検討を試みる。それは、第四の点を制度論から考えることでもある。

(4)の意図は、法の支配の現状を憲法裁判の制度で示すことである。タジキスタンとトルクメニスタンを除き、すべての体制転換諸国に何らかの憲法裁判の制度が存在し、そのほとんどは憲法裁判所型である。しかし、制度の内容は異なり、例えば、ウズベキスタンは個人の提訴を認めない。ロシアでは、最初の憲法裁判所法（1991年）は憲法制定過程で大統領によりその活動が停止され（1993年10月）、1993年憲法制定後に現行の憲法裁判所法が改めて制定された（1994年）。カザフスタンでは憲法裁判所（1993年）から憲法院（1995年）、キルギスタンでは憲法裁判所（1993年 - 2010年）から最高裁判所憲法院（2010年）への制度変更が起きた<sup>17)</sup>。また、憲法裁判の拡大は権威主義レジームのもとで憲法裁判所が存在することを意味する。独立性は別として、権威主義レジームのもとでも憲法裁判所は活動し、一定の機能を果たす<sup>18)</sup>。例えば、ロシアの憲法裁判所は、チェチェン紛争や政治的自由等において体制維持または体制強化の機能を果たし、刑事訴訟法改正では法改革の機能を果たしている。

(5)の現行憲法の制定年は、それが新しければ、体制転換当初に制定された憲法に代わる新憲法が制定されたことを意味するから、憲法の変動の大きいことを示しうる<sup>19)</sup>。ただし、大統領の選出方法や任期制限、首相選出者の変更といったすでに指摘したことは憲法改正で変更されているから、現行憲法の制定年だけで憲法の変動の大きさを見ることはできない。

17) ロシア、カザフスタンおよびキルギスタンの憲法裁判制度の変更と、大統領優位制との関係については、別に検討する。

18) こうした問題意識からの研究として、アメリカの比較憲法学者のトム・ギンズバークの憲法裁判所および行政裁判所研究を挙げることができる。ただし、対象はアジアである。Tom Ginsburg, *Judicial Review in New Democracy: Constitutional Court in Asian Case*, New York: Cambridge Univ. Press, 2003. Tom Ginsburg & Albert H.Y. Chen, *Administrative Law and Governance in Asia*, New York: Routledge, 2009.

19) なお、カザフスタンでは、1993年に採択された憲法に代えて1995年に現憲法が制定された。ここでは、それを、移行開始時の新憲法と見ておく

憲法改正について正確な情報を体制転換諸国のすべてについて収集するのは困難で、ここでは、それに代わるものとして現行憲法の制定年を利用している。体制転換の開始から相当の期間を経て体制転換における当初の憲法に代わる新憲法を制定した国は、キルギスタン、トルクメニスタンおよびハンガリーである<sup>20)</sup>。

## 2. キルギス憲法の動態と動因

これまで述べてきたことから、キルギスタン憲法の独自性は次の点にあると整理できる。第一は、個人権力の未確立である。その理由は、1990年から2005年まで大統領であったアカエフが2005年の「チューリップ革命」で大統領を辞任し、2010年の政変で制定された2010年憲法で大統領優位制から半大統領制的な制度へと転換したことにある。この点で、大統領制または大統領優位制を採用し、大統領の個人権力が確立する他の中央アジア諸国と異なる。第二は、憲法の変動の激しさ、言い換えれば、憲法が不安定なことである。表2は、キルギスタンにおける憲法改正および新憲法制定がどのように行われたか、その過程の概略および憲法改正手続の変化を示す。なお、2007年憲法まで、議会は、憲法裁判所の結論を踏まえて憲法草案を審議する必要があった。横太線は、大統領の交代を示す。この表の2003年憲法まではアカエフ大統領（1990年 - 2005年）<sup>21)</sup>、2007年憲法まではバキエフ大統領（2005年 - 2010年）、2010年からはオトゥンバエヴァ大統領（2010年 - 2011年）、アタムバエフ大統領（2011年 - ）である。なお、1998年にも議院の議員定数を見直す改正が行われている。

20) セルビアの現行憲法制定年が2006年で、モンテネグロのそれが2007年であるのは、モンテネグロがセルビアから2006年に独立したためである。チェコスロバキアも1993年にチェコとスロバキアに分離独立し、そのため現行憲法制定年は1993年である。トルクメニスタンの新憲法の制定は、前大統領の死亡により大統領の交代したことによる。ハンガリーの2012年の新憲法制定は中道右派政権が主導した。

21) アカエフは、1990年に最高会議で大統領に選出され、1991年の選挙で当選した。1995年と2000年に再選された。任期制限の起算年は、1993年憲法制定後の1995年である。

表 2

年月日	事件	過程の概要 <sup>23)</sup>	憲法改正
1991年 5月2日 <sup>23)</sup>	作業委員会設置	1991年11月に作業委員会は、最高会議の憲法委員会に草案を提出し、この草案は全人民討議に付された。公式草案の他に複数の草案が出現し、大きな争点は統治機構であった。	議会（発議：大統領、議会、国民）
1993年 5月5日	新憲法	1992年12月の最高会議は憲法を採択せず、新草案を全人民討議に付した。1993年5月に最高会議は憲法を採択した。	
1994年 10月	レフェレンダム	大統領は、大統領令(1994年9月21日)で、レフェレンダムの1994年10月の実施を提起し、同月の大統領令(1994年10月27日)で、議会選挙の1915年2月の実施および憲法改正草案の作成への取組みを明らかにした。大統領令(1995年1月9日)で1995年1月-2月に全人民討議が実施され、大統領の地位と権限を強化する憲法改正がレフェレンダムで実現した。	レフェレンダム(公示：大統領)または議会(発議：大統領、議会、国民)
1996年 2月16日	改正		
2003年 2月18日	新憲法	大統領令(2002年8月26日)で憲法改革が提起され、憲法協議会が設置された。大統領令(2002年10月17日)で、全人民討議の日程とそれに付される憲法草案が提起された。レフェレンダムの日とそれに付される憲法草案が提起された。	レフェレンダム(公示：大統領)または議会(発議：大統領、議会、国民)
2005年 3月	チューリップ革命	チューリップ革命の後、新憲法が課題となり、憲法協議会が議会の決定(2005年4月25日)で設置され、2005年6月に草案(6月草案)が公表された <sup>24)</sup> 。しかし、議会の決定(9月1日)で憲法協議会の議長となった大統領は、大統領令で、草案の再検討を提起、憲法協議会を拡大し(10月6日、12日)、11月15日から12月15日の期間で憲法草案(11月草案)を全人民討議にかけた(11月14日)。しかし、統治機構をめぐる意見の対立は大きく、11月草案に対抗する憲法草案が公表され(12月草案)、大統領は、大統領令(2006年1月5日)で、新憲法制定を延期し、2006年の第4四半期にレフェレンダムを予定した。大統領令で(3月23日)、異なる統治機構を定める複数の憲法草案の作成も提起された。しかし、大統領への批判が高まるなかで、議会は、憲法改正手続を改正し(議会規則法の改正、11月8日)、翌日に新憲法を採択する(11月9日)。これは議院内閣制の要素を強めたものだったが、12月30日には大統領権限を強化した別の憲法が同じ手続で採択される。2007年9月14日に憲法裁判所は、これを無効とした。議会による3人の憲法裁判所裁判官の解任、そして大統領による議会の解散を経て、大統領は、9月19日の大統領令で憲法草案を公表し、10月21日のレフェレンダムで新憲法が採択された <sup>25)</sup> 。	レフェレンダム(公示：大統領、条件：議員定数の過半数の同意)。但し、第3章から第8章は大統領、議員または国民の提案で議会が改正できる
2007年 10月23日	新憲法)		
2010年 4月	反大統領示威行動発生	「キルギス共和国の憲法裁判所の解散」についての臨時政府布告(2010年4月12日)は、憲法裁判所が「個人権力強化を助長する機関」に変質し、そのことが2010年4月6-7日の事件をもたらしたと憲法裁判所を指弾し、これを解体したうえで、臨時政府議長代行の命令(2010年4月19日)で憲法草案の作成のための委員会を設置し、臨時政府決定(2010年4月26日)で、同年6月27日の全人民投票での憲法の採択とそのため全人民討議を提起した。臨時政府決定(2010年4月30日)で憲法協議会を設置。臨時政府布告(2010年5月19日)で草案が公表され(新聞上は20日)、レフェレンダムで新憲法が採択された。	レフェレンダム(公示：議会)、但し、第3章から第8章は議員または有権者の提案で議会が改正できる
2010年 6月	新憲法		

まず、憲法の変動の内容を簡単に検討しておこう。キルギスタンにおける体制転換（独立）の当初の憲法である1993年憲法の制定過程は、ロシアの1993年憲法のそれとは大きく異なる。ロシアでは、統治機構をめぐって大統領と議会が対立し、大統領が議会を解散して憲法協議会を招集して大統領提案の憲法がレフェレンダムで採択された。これに対して、1993年キルギスタン憲法は、旧憲法の下で選挙された最高会議が制定した。1990年に選挙された最高会議（定員350）の代議員の地位はソ連時代の教義で理解されており（「キルギス共和国における代議員の地位」についての法律（1990年4月14日）、会期の期間に限って議員として活動する非常勤の議員であった。最高会議が採択した1993年憲法は、常勤の一院制を定めた。しかし、最高会議議員が十分な準備ができていたとは言えない。

1996年憲法改正は1993年憲法の部分改正だが、1993年憲法の定める改正手続によるものではない（議会ではなくレフェレンダム）。内容の点では、まず、表3に示したように、大統領の地位が異なる。国家元首としての大統領は、「憲法の堅固と国家権力の統一の保障者」から人民権力の代表者となり、「対内および対外政策の基本方向を決定」し、「主権と領土の一体性を擁護する措置を採択」し、「国家機関の円滑な作用と連携」を保障すると規定された。次に、表4に見るように、首相候補者への同意拒否および不信任決議を理由に議会解散権を得た。議会については、一院制から立法院と代表院からなる二院制に転換した。立法院の定員35人で、代表院

22) この小論の執筆時点までを対象とする（2016年9月）。キルギスタンの法令については、すべて下記の司法省の法令データベースで検索して利用した。法令の採択の年月日で当該法令を見ることができる。<http://cbd.minjust.gov.kg/ru-ru/npakr/search>.

23) 1991年から1996年にかけては次の文献を参照した。См. В.Л.Ким, *Первая конституция независимого Кыргызстана*, Бишкек: «Илим», 1998, стр. 78-105.

24) この草案は、ベニス委員会の文書（CDL(2005)055, CDL(2005)055rev）で見ることができる。この草案については、ベニス委員会（CDL(2005)077, CDL-AD(2005)022, と全欧案保障協力機構の民主制度・人権事務所とが意見を出している。民主制度・人権事務所の文書は、<http://www.legislationline.org/> で検索できる（文書名は、“Opinion On The Draft Amendments To The Constitution Of The Kyrgyz Republic” で、文書番号は、CONST-KYR/043/2005）。

25) ロシアの憲法学者А.Н.Медушевскийは、2016年までの制定過程を分析している（А.Н.Медушевский, *Конституционный кризис в Киргизии, «Сравнительное конституционное обозрение», 2006, №1. Он же, Киргизия в поисках модели конституционного устройства (о двух новых редакция Конституции), «Сравнительное конституционное обозрение», 2007, №2.*。Медушевскийは、2016年12月の大統領権限を強めた憲法を評価している。

の定員は70人と定めた。1998年憲法改正は、立法院を60人に増員し代表院を45人に減員した。

1993年憲法とその1996年憲法改正の断絶を埋めたのは、レフェレンダムの方式による憲法改正および一院制の二院制への変更について予め賛否を問うために、大統領令(1994年9月21日)で実施されたレフェレンダムであり、憲法改正案についての憲法裁判所の結論(1995年11月9日)である。レフェレンダムの結果は賛成多数で、それを受けて大統領設置の憲法協議会で憲法改正案を検討し、大統領公示のレフェレンダムで憲法改正を実施した。ここでは、憲法が、権力を縛るものではなく権力の正当化の手段に転化し、憲法制定権者と憲法裁判所とがこうした正当化に組み込まれている。この時点でキルギスタンの憲法制定過程は、ロシアと類似のそれとなった。2003年にも大統領主導で「憲法改革」が実施され、一院制の議会が小選挙区制で選出されることになった。

なお、1996年憲法改正で導入された二院制は次のようなものだった。すなわち、立法院の議員は「常勤で、共和国住民の全体利益の代表を基本として選挙」され、代表院の議員は「会期の期間で活動し、地域利益の代表を基本として選挙」され、一定の国家勤務員の兼職も可能だった。

2005年の「チューリップ革命」は、直接に新憲法を生み出すことはなかった。憲法動態から見ると、統治機構をめぐる対立が公式の政治問題となった点に「チューリップ革命」の意義がある。この対立が憲法制定の争点となった<sup>26)</sup>。表2に示すように、2007年憲法の制定過程は紆余曲折を経る。結着に道を開き、大きな役割を果たしたのは憲法裁判所であった。議会は、憲法(改正)案の審議に憲法裁判所の結論を要しないとする議会規則法の改正(2006年11月8日)をまず行い、憲法を採択する(11月9日)。そして、12月には、この憲法に代えて別の憲法を採択する(12月30日)<sup>27)</sup>。12月の憲法は大統領に働きかけによるもので、その内容は、大統領の地位と権限を強化するものだった。憲法裁判所は、議会規則法改正の定めた憲法改正手続を憲法違反とし、2006年の11月および12月の憲法を採択

26) А. Медушевский, Конституционный кризис в Киргизии, «Сравнительное конституционное обозрение», 2006, №1.

27) Он же, Киргизия в поисках модели конституционного устройства (о двух новых редакциях Конституции), «Сравнительное конституционное обозрение», 2007, №2.

時点から全部無効とする決定を採択する（2017年9月14日）。これにより、結局、大統領提案の憲法案がレフェレンダム（10月21日）で採択されることになった。議会は、憲法裁判所の決定に対抗して憲法裁判所の3人の裁判官を解任し（9月18日）、大統領は、これに対抗して、憲法裁判所の独立を議会が脅かし、憲法裁判所と議会の克服しがたい危機を作り出したと批判し、憲法の大統領が国家元首であり憲法の擁護者であるという憲法の規定を援用して、憲法秩序の敵対者として議会を解散した（10月22日）。

ベニス委員会は、2007年憲法の制定過程の評価は自制している。しかし、憲法裁判所が、2つの旧憲法を完全無効としたことについて、前例がないわけではないが異常だとし、この決定をした時点の憲法裁判所の存在の根拠をどこに求めるべきか疑問を呈している。また、大統領の権限と議会より大統領に政府が依存している点を批判している<sup>28)</sup>。2007年憲法では、表4で示したように、統治機構をめぐる対立から首相選出者は議会と見ることができる規定となった（第69条）。しかし、議会が政府選出に失敗した場合は、大統領は、議会を解散し、自分の意思で政府を選出できること（新議会による新政府選出まで）、議会の内閣不信任に対して大統領が総辞職に不同意で議会が不信任を再決議した場合に、大統領は、議会を解散できることに見られるように、首相選出者としての大統領の性格はなお残っている。大統領は、自分の意思で大臣を解任することもできる。大統領の地位と権限は2003年憲法と同じである。

2010年の政変の結果採択された2010年憲法は、制定手続という点でも、内容の点でも、旧憲法との断絶が明瞭である。権力を掌握した臨時政府は、まず、憲法裁判所を権威主義（個人権力）の手先と糾弾し、臨時政府により新憲法制定が進められた。2010年憲法は、大統領の地位と権限を縮小し、議会に対する内閣の責任を定めた。2010年憲法は、大統領優位制を半大統領制的な制度に転換し、「個人権力を助長」した機関として憲法裁判所を廃止した。

28) CDL-AD(2007)045。キルギスタンはベニス委員会に加盟し、憲法（改正）案以外にも委員会の意見を求めている（<http://www.venice.coe.int/webforms/documents/?country=45&year=all>）。なお、ベニス委員会は憲法改革を促進することが目的に、法案（憲法案を含む）の内容が欧州基準に合致するか、つまり制度変化の欧州基準適合性を判断している。その視点は、各国の文化や実態に立ち入って改革の可否や成否を論じてはいないので、文化宿命論者や実態重視論者からすれば、同委員会の意見を参照することは無意味である。

2007年憲法にしてとは異なり、ベニス委員会は、2010年憲法を高く評価している<sup>29)</sup>。意見は、その結論で、何らかの欠陥はあるにせよ、「中央アジアで議院内閣制（parliamentary regime, parliamentary system）の形式を最初に導入しようとする意図は本当に賞賛に値」する。なぜなら、「キルギスタンの経験が示すように、大統領制は容易に権威主義に至る」からであると述べている。「政党制は未発達だが、それでも、キルギスタンには、議院内閣制における民主的発展の基礎となりうる、かなり強力な市民社会が存在する」と述べている。ただし、大統領が、国防や法執行で重要な権限をもち、そして強い法律の拒否権をもつことを批判している。全体としては、旧憲法との比較で、大統領、議会と政府の間の権限の配分、議会の役割の強化および人権規定の改善を評価し、現憲法の課題として、司法の独立の強化、内閣の形成手続の簡素化、検察の役割の見直しおよび大統領の立法権の見直しを指摘している。

表 3

憲法	国家権力が基づくべき原則のひとつとしての大統領	大統領の地位
1993年	憲法の堅固と国家権力の統一の保障者としての国家元首 - 大統領の全人民による選出(第7条)	国家元首であり、国内および国際関係でキルギス共和国を代表 国家の統一と憲法体制の堅固、憲法、法律および国民の権利と自由、国家機関の円滑な作用と連携の保障（以上、第42条）
1996年 2003年	全人民が選出する国家元首 - 大統領が代表し、保障する人民権力の最高性（第7条）	国家元首であり、最高公務員 人民と国家権力の統一の象徴であり、憲法および人と市民の権利および自由の保障者
2007年		対内および対外政策の基本方向の決定、主権と領土の一体性の保護、国権力の一体性と継承性、国家機関の円滑な作用と連携、国家機関の国民に対する責任の保障（以上、第42条）
2010年	全人民が選出する議会および大統領が代表し、保障する人民権力の最高性（第3条）	国家元首 人民と国家権力の統一の体現（以上、第60条）

29) CDL-AD(2010)015. この意見は、ドイツ（A. ヌスベルガー、現欧州人権裁判所裁判官）とスウェーデン（A. フォゲルクロウ、ウプサラ大学）を代表するロシア法（ソ連法）の専門家を作成した。したがって、ソ連の制度との連続性も認識されており、「ソ連型司法制度」（例えば、最高裁判所総会の「説明」（第96条2項）や検察制度（第104条）の問題点が正確に認識されている。



このように整理することができるのであれば、キルギスタンにおける憲法の変動をどのように考えることができるだろうか。

1994年 - 1996年の断絶は、体制転換（市場経済化）の推進が大統領優位制への転換をもたらしたと見ることができる。それでは、2010年の断絶の性格と原因はなんであろうか。ベニス委員会は、2007年憲法と2010年憲法の関係について2007年憲法は、半大統領制を維持したが実際には大統領に権限を集中し、これに対して2010年憲法（草案）は、「権力分立の改善に向けた一歩」であり、「2007年にベニス委員会が行ったいくつかの重要な勧告」が考慮されていると述べている。

この「一歩」により、2007年憲法と2010年憲法とは断絶しているとしても、統治機構をめぐる対立自体が憲法対立の争点として顕在化したのは2005年の「チューリップ革命」からであり、2007年憲法と2010年憲法はその帰結であるという点で直面した課題には継続性がある。そうだとすれば、「チューリップ革命」の原因を確認することが重要だろう。

比較政治学の議論に限定して見ると、「チューリップ革命」で変化の主因は、非公式の社会関係（村落や親族関係等）とその社会関係における実力者のネットワークであり、公式の制度、すなわち議会や政党、その指導者ではないと考えられている。そして、キルギスタンの非公式の社会関係は、「オレンジ革命」のウクライナ、「バラ革命」のグルジアと異なり、市民社会を基盤とするものではなく、非公式の社会関係の非近代性を前提とするがゆえに、動員の要因とはなりえても、公式の制度の民主化の要因とはなりえないと捉えられている<sup>30)</sup>。

キルギスタン<sup>31)</sup>そして中央アジア諸国の社会<sup>32)</sup>についてこの小論で十分論じることはできない。ここでは、キルギスタンについて、一定の市民社

30) Scott Radnitz, "What Really Happened in Kyrgyzstan?" *Journal of Democracy*. No.17, 2006. Shairbek Juraev. "Kyrgyz Democracy? The Tulip Revolution and Beyond", *Central Asian Survey*, No. 27, 2008.

31) 例えば、吉田世津子『中央アジア農村の親族ネットワーク キルギスタン・経済移行の人類学的研究』（風響社、2004年）

32) ウズベキスタンについては、例えば、以下のものがある。ティムール・ダダバエフ『マハッラの実像—中央アジア社会の伝統と変容』（東京大学出版会、2004年）、同前『記憶の中のソ連 中央アジアの人々の生きた社会主義時代』（筑波大学出版会、2010年）。かれは、後者で、「ウズベキスタンでは約70年にわたるソ連時代を通して、現代世界でも類を見ないほどの大規模な変革が進行」したが、「その中で社会の独自性があらゆる面で保持されてきた」と述べる（133頁）。

会が存在するという見方（例えば、ベニス委員会）と社会における非公式の非近代性が憲法動態に大きな役割を果たしているという主張（例えば、比較政治学）とがあると整理しておきたい。ただし、この両者は、「民主的發展」は市民社会を必要とするという暗黙の共通の前提を共有する。

この前提から導かれてきたことは、一般に、非近代的な非公式の社会関係の存在は継受した公式の近代的制度を侵食する、あるいは機能不全をもたらす要因であるという見方である。例えば、日本法については、高度成長を経てもたらされた経済と社会との変動にもかかわらず、変化しない権利意識に焦点を当てた川島武宜『日本人の法意識』がある。体制転換諸国については、体制転換に伴い継受または移植された法がロシアの社会では「機能不全」<sup>33)</sup>に陥るという現象をイギリス（オーストラリア）の法社会学者で行政法学者のカリガンが指摘しているし、裁判を中心にロシア法を研究するアメリカのロシア法研究者のヘンドレーも「法二元主義」<sup>34)</sup>に言及している。イギリスのロシア政治学者のサクワの「二重国家」論<sup>35)</sup>は、公式の制度と非公式の社会関係という認識枠組に類似した議論である。これらのロシアについての議論は、公式の制度と非公式の社会関係の二元性を共通して指摘するものである<sup>36)</sup>。

ただし、「法二元主義」が、公式の制度が非公式の社会関係により機能不全に陥ることを意味するにとどまらないことに注意が必要である。公式の制度もそれはそれとして機能している、つまり、公式の制度と非公式の社会関係との共存が強調される場合もある。二元性に着目して理解されてきた社会秩序をもつロシアの比較憲法学者メドゥシェフスキーの場合は、法類型ではなく法変動の要因として「法二元主義」を捉え、憲法動態（法

33) Denis J. Galligan. "Legal Failure: Law and Social Norms in Post-Communist Europe", in Denis J. Galligan and Marina Kurkchyan (ed.), *Law and Informal Practices: The Post-communist experience*, Oxford Univ. Press. 2003.

34) Kathryn Hendley. "Varieties of Legal Dualism: Making Sense of the Role of Law in Contemporary Russia", *Wisconsin International Law Journal*, vol. 29, no., 2, 2011.

35) Richard Sakwa. *The Crisis of Russian Democracy: The Dual State, Factionalism and the Medvedev Succession*. Cambridge Univ. Press. 2011.

36) 次の論文は、ソ連の法秩序を権力と社会との接点として捉えている。言い換えれば、国家と社会との分離を道具主義的法が結びつけるという議論である。Marina Kurkchyan, "The Illegitimacy of Law in Post-Soviet Societies", in Denis J. Galligan and Marina Kurkchyan (ed.), *Law and Informal Practices: The Post-communist experience*, Oxford Univ. Press. 2003.

動態)の動因を、制定法と社会意識<sup>37)</sup>との矛盾緊張に求めている<sup>38)</sup>。そして、このような制定法と社会意識の矛盾緊張を基礎にする憲法周期 (constitutional cycle, конституционный цикл) という概念を提唱している。

憲法周期とは次の局面を経る一定の期間である。すなわち、「脱憲法化」、「憲法化」および「再憲法化」である。最初に旧憲法秩序 (社会意識による制定法の否定) が否定され、新憲法秩序が生まれる。しかし、やがて、その法秩序と社会的現実との調整の時期が来る。この調整は次の3方向をとりうる。社会意識が新憲法秩序に即して変容し制定法の新体系が形成されていく場合、社会意識と新法秩序との関係が不明瞭なままで法改革が行われない場合、新憲法秩序が社会意識 (伝統) に即して変更される場合。最後の場合は、旧憲法秩序に復古する可能性も排除されない。この「再憲法化」により憲法周期の性格が決まる<sup>39)</sup>。このような憲法周期論は、中央アジアとの関係では、「憲法化」で採択された新憲法秩序が「再憲法化」において社会意識 (伝統) に即して変更される、または旧憲法秩序が復古する可能性を強調することになる。

このような憲法動態 (憲法周期) 論から、メドゥシェフスキーの2010年憲法の評価は、一定の社会的基盤をもつ民主化の進展として2010年憲法の評価するベニス委員会の評価とは対立することになる<sup>40)</sup>。メドゥシェ

37) ここでの社会意識は、法秩序をめぐる正統性についての意識あるいは観念を内容とする。

38) 樹神成、前掲論文、2016年。

39) А. Медушевский, От революции к реставрации: олигархические тенденции постсоветских политических режимов, «Конституционное сравнительное обозрение», 2010, № 4, стр. 158. メドゥシェフスキーは、体制転換諸国において「復古の傾向」があると捉えている。ただ、かれは、「憲法周期の完了局面というよりむしろ、振り子の法則の例 - 不安定期と権威主義強化期の交替」であるところの傾向を捉え、憲法周期が「復古」として完了したわけではないと考えている。ただし、振り子は「再伝統化」あるいは「復古」に振れているとも考えている。憲法周期が完了したわけではないと考えるのは、「転換期」を長期に見て、可能性に期待しているからである。メドゥシェフスキーの視点からすれば、2011年のハンガリーと2015年のポーランドは「再伝統化」への「振り子」現象の例と捉えることもできよう。ハンガリーについては、水島朝穂・佐藤史人「試練に立つ立憲主義? - 2011年ハンガリー憲法の『衝撃』(1)(2完)」『比較法学』(46巻3号、47巻1号、2013年)。ポーランドについては、小森田昭夫「欧州を驚かすポーランドの政変 - 2015年の2つの選挙が生み出した議会多数派至上主義の“暴走”」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』(1002号、2016年)。

40) メドゥシェフスキーの他にキルギスタンの2010年憲法を検討したコロテエエフの論文がある。この論文は、2010年憲法の制定過程と内容を批判している。コロテエエフは、『メモリアル』で欧州人権裁判所にチェチェン関係等の提訴を積

フスキーは、キルギスタンの社会が前提条件に欠けた社会であるが故に、2010年憲法の定める統治機構は機能せず、それは、キルギスタンにはふさわしくないと主張する。すなわち、かれは、キルギスタンの課題として、伝統と現代的制度との衝突がもたらす政治的不安定、民族的または親族集团的標識での分裂の脅威（北部と南部との対立）および立憲主義の脆弱<sup>41)</sup>を指摘する。ペニス委員会も指摘するキルギスタンにおける政党制の未発達は多数派の形成と安定が困難となることを意味するから<sup>42)</sup>、議院内閣制の機能不全を招来する。かれによれば、「キルギスタンにおける政党の地域的または親族集团的（клан, clan）な性格」から、政党は「宣言された原理原則というよりむしろ、多様な民族的社会集団（этнические группы, ethnic groups）の利益を擁護し始める<sup>43)</sup>。

メドゥシェフスキーは、「チューリップ革命」のキルギス、権威的近代化のカザフスタン、改革拒否のタジキスタンとウズベキスタン、そして家父長的権力交代のための「化粧直し」のトルクメニスタンと中央アジア諸国を区分する。しかし、かれにとって重要なのはこのような区分ではなく、「伝統社会および政治レジームの合理化と西欧出自の憲法規範の他の文化環境への移植という実験」の場である中央アジア諸国に存在するのは「模造民主主義」（имитационная демократия, imitation democracy）であり、「形式的属性をもつ代表制」であることである。前者は、民主的制度の採用と選挙の実施が実際にはエリートの交替のない権威レジームの正統化になっているということであり、後者は、議会と政党の存在も、その内部が腐敗と縁故（親族集団、клан, clan）により支配されており、民主主義の勝利を証明しないということである。そして、かれは、キルギスタンの憲法動態もこれから大きく外れるものではないと考える。したがって、2010年憲法は、2007年憲法と比較して、変化は、「原理」上のものではなく、「大

---

極的に行っている法律家である。

Кирилл Коротеев, Конституционные реформы в Кыргызстане: сизифов труд?, «Сравнительное конституционное обозрение», 2012, № 3.

41) キルギスタンの憲法制定過程は、大統領主導でのレフェレンダム、議会による憲法改正手続の改正（2006年11月および12月の憲法）、非常事態（南部）下でのレフェレンダム（2010年憲法、投票日は解除）と問題が多い。メドゥシェフスキーは憲法制定過程を対立型と合意型に分類しているが、2007年憲法と2010年憲法の制定過程は対立型である。

42) А.Медушевский, указ. статья, 2012, стр. 23-27.

43) Там же. стр. 26.

統領と議会との間での一定の権力再配分」にとどまると見る。両者は、半大統領制（混合制）という点で同じで、ワイマール憲法と同じく二元的正統性を克服していないので、政治の安定を保障せず、大統領が適切な役割を果たすことを妨げ、かえって大統領の権威化を招来すると懸念する<sup>44)</sup>。

このような見方からすれば、キルギスタンが他の中央アジア諸国と異なるのは政治エリート間の対立が、2005年の「チューリップ革命」以後、政治の対立として顕在化し、統治機構をめぐる対立として憲法制定の争点となったという点にあり、それ以上の意味はないことになる。

メドゥシェフスキーは、「はじめに」で指摘した対置的二分論でも、また中央アジア諸国では立憲主義は実現しないと考える宿命論者でもない。しかし、キルギスタンには2010年憲法が機能する前提条件（社会的盤）がなく、2010年憲法の内容はキルギスタンの社会にとって危険だと考える。その点でベニス委員会と異なる。しかし、両者は、制度の機能には前提条件（社会的基盤）が必要とする点では共通し、当該社会における社会的基盤の有無の判断に差があると見ることもできる。メドゥシェフスキーは、「法二元主義」の観点から、制度の機能または動態の要因として社会を位置づけているが、中央アジアについては、社会の特徴が制度選択の前提条件として位置づけられている。

前提条件のないことを理由に2010年キルギス憲法に疑問を呈するメドゥシェフスキーと異なり、前提条件の有無ではなく、憲法の制度設計の違いには大きな意味があるという観点から大統領優位制から半大統領制的制度への転換を評価する見解がロシアの比較憲法学にはある。それはクラスノフの見解である。かれは、フランス憲法もロシア憲法も半大統領制と捉え、半大統領制の「権威的潜在力」が、なぜフランスでは実現せず、ロシアでは実現するのかと問う。かれの見解は、「社会文化的要因」だけではなく、制度的要因、つまり「抑制と均衡の仕組におけるつり合い」が重要であるとする<sup>45)</sup>。かれが、ロシア憲法について問題視したのは第80条の

44) А. Медушевский, Политические режимы Средней Азии: конституционные реформы в рамках авторитарной модернизации, «Сравнительное конституционное обозрение», 2012, № 4, стр. 46-50.

45) М.А.Краснов, Опасности смешанной модели, в кн., под ред. Д. В. Ефременко, Н. Лапина, Политические институты России и Франции: Традиции и современность. Сравнительный анализ. Коллоквиум, посвященный 20-летию принятия Конституции РФ, М.: ИНИОН РАН, 2014, стр. 134.

大統領の地位と権限についての規定である。かれは、バルト三国とモルドバを除く 11 か国について、以下の点を比較することで、憲法の制度設計が政治レジームを規定するとの結論を導いた。すなわち、(1) 首相任命および政府形成の手続、(2) 大統領提案の候補者に議会が不同意の場合あるいは議会提案の候補者に大統領が不同意の場合の結果、(3) 政府が権限を返上する機関、(4) 政府総辞職の根拠（不信任決議／信任決議の否定の効果）、(5) 地方の執行権力の長に対する大統領の監督権限。ここでの政治レジームとは、個人権力の確立の有無である<sup>46)</sup>。

メドゥシェフスキーとクラスノフの違いは、単なる比較憲法研究の結論の違いではなく、ロシアの憲法研究者として、1993 年ロシア憲法をどう評価するかの違いと結びついている。前者が、1993 年を立憲君主制の要素がある異種混合憲法と規定しつつも、その改正には反対であり、後者は、個人権力確立を防止するには憲法の改正が必要であると考えている。

## おわりに—制度の選択性と機能の規定性または 制度と条件の循環関係

体制転換諸国の帰結が多様であることは、体制転換（市場経済化）が民主化あるいは立憲主義化をもたらすという線形（直線、linear）の移行論の再検討を迫るものである。「はじめに」で述べた社会の対置的二分論、またメドゥシェフスキーの憲法周期論も、このような見直しの試みと見ることができる。メドゥシェフスキーの憲法周期論は動態論の試みであるが、キルギスタン（中央アジア諸国）については社会的基盤の非近代性を強調する主張になっている。その点では、メドゥシェフスキーの憲法周期論は、社会の対置的二分論と同じく、民主化や立憲主義が実現するにはそれに対応した社会的基盤が必要であるという議論となっている。ここに見られるのは、民主化や立憲主義化は前提条件に規定されるという見方である。

これに対して、キルギスタンを中央アジア諸国のなかでの例外と捉えて、その憲法動態を検討したこの小論は、クラスノフと同じく「社会的文化的

46) M. A. Краснов, Постсоветские государства: есть ли зависимость политического режима от конституционного дизайна?, «Сравнительное конституционного обозрение», 2014, № 2, стр. 36.

要因」だけが民主化や立憲主義化の規定要因ではないこと、つまり、どのような制度がどのように選択されるかも同じように重要な要因であるとの理解を採用している。つまり、前提条件も制度選択も、民主化や立憲主義化にとって同じように意味をもつ要因である。ロシアについても同じで、歴史的文化的規定性だけでなく、1993年憲法をはじめ制度とその制定過程を独立の要因としてその問題点を検討すべきだということになる。それは、歴史的文化的規定性は、こうした要因の一つであり、それを、決定論や先定論、宿命論として見るべきでないということである<sup>47)</sup>。

この小論は、少なくとも制度選択においてキルギスタンは他の中央アジア諸国とは異なるとの立場からキルギスタンを例外と見ている。しかし、メドゥシェフスキーのように、キルギスタンの社会と政治エリートは他の中央アジア諸国と同じ非近代的特質をもち、キルギスタンを例外と見ることはできないという評価もある。また、立憲主義の脆弱性から、振り子が再び振れるということもありうる。そのように見るとしても、2010年憲法のもとで、選挙を通して政治エリート間の競争と連携行われることは注目しておいてよい<sup>48)</sup>。

2007	得票	議席	2010	得票	議席	2015年	得票	議席
Ak JOL	61.73	71	Ata-Jurt	8.47	28	SDPK	27.35	38
SDPK	9.35	11	SDPK	7.83	26	Respublika-Ata Jurt	20.08	28
PCK	6.95	8	Ar-Namys	7.57	25	Kyrgyzstan	12.93	18

47) この点に関連して、高橋一彦の堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一編『シャリーアとロシア帝国 - 近代中央ユーラシアの法と社会』（臨川書店、2014年）に対する書評における「固有法」と「移植法」をめぐる捉え方をめぐる評価が興味深い（『法制史研究』第65号、2016年）。そこで、高橋は、大江の論文について「単なる決定論」であると述べている。関連して、大江泰一郎『ロシア・社会主義・法文化』（日本評論社、1992年）、高橋一彦『帝政ロシア司法制度史研究』（名古屋大学出版会、2001年）。

48) 全欧安全保障機構の民主制度・人権事務所（ODIHR）の2007年、2010年および2015年の選挙監視報告書から作成（<http://www.osce.org/odihr/elections/kyrgyzstan>）。なお、2007年選挙で、Ata-Metanは11.31%の得票を得たが、キルギスタンの選挙法は、全国と各州および二大都市（ビシケクとオシ）で二重の最低限得票率（閾値、阻止条項）を設けており、Ata-Metanは後者の条件を満たさなかったため、議席を得ることはできなかった。この制度のため、候補者は多くなる。2010年憲法のもとでは内閣は連立政権である。

		REPUBLIKA	6.93	23	Onuguu-Progress	9.30	13
		Ata-Meken	5.49	18	Bir Bol	8.52	12
					Ata Meken	7.72	11

それは、別として、民主化または立憲主義化において「社会的基盤」や「社会的文化的要因」、つまり前提条件とともに制度選択それ自体も重要ではないかという見方は、民主化をめぐる比較政治学の「前提条件対政策」という視点の対立において<sup>49)</sup>政策を強調する視点と発想が共通する。こうした見方に対しては、法や政治という「上部構造」は、やはり、経済や社会に規定されるのではないかという考え方からも、あるいは「はじめに」でみたような歴史的文化的視点からの社会の対置的二分論からも批判がありうる。ただ、このような発想は、鮎京が「法の継受論の基本的枠組み」<sup>50)</sup>とした福島正夫の比較法の意義を再確認することにもなると考える。

福島は、論文「法の継受と社会＝経済の近代化」で「日本における西欧近代法の継受とその政治的諸契機」と「法の継受と日本の社会＝経済へのその根づき」を検討している<sup>51)</sup>。この「政治的諸契機」は制度の選択の政治的要因、つまり継受における「政策」を問題にしていると見ることがができる。そして、「根づき」は、「社会的基盤」あるいは「社会的文化的要因」、すなわち「前提条件」を論じていると考えることができる。そのように整理すると、前者の「政治的諸契機」は文字通りに理解できる。後者の「根づき」はやや複雑である。福島は次のように述べる。すなわち、「法の文化面における導入類型と土着類型との関係は、日本におけるように一定の政策目的を追求してその時々外国法を借用したものである、文化の全体ではなくその一部を変革する」に止まる。ここでは、「導入類型」が「土着類型」により「文化変容」を被りながら「根づく」ということと、「導入類型」が「土着類型」の「一部を変革」しながら「根づく」という二つのことが同時に語られている。福島は、「根づき」の性格を近代化論に拠り

49) Boris Makarenko & Andrei Melville, "How Do Transition to Democracy Get Stuck, and Where?" in Adam Przeworski, *Democracy in a Russian Mirror*, Cambridge Univ. Press, 2015.

50) 鮎京正訓、前掲書、23-24頁。

51) 『福島正夫著作集 第6巻 比較法』(勁草書房、1995年)、3-134頁。

ながら、言わば、技術的法近代化と社会的法近代化とに区分し、前者が実現したと見ている<sup>52)</sup>。そうであっても、それは「導入類型」の「機能不全」ではなく「根づき」である。

福島は議論は、一面で、制度の政治的選択性（法の継受における政治的契機）を強調し、国家権力による制度選択にも規定されて前提条件（社会）が制度の機能を規定する（「根づき」の性格）と捉えつつ、また他面で、制度と社会（文化）の関係にある種の相互規定関係または循環関係を捉えている。後者の面があるとする、それは、広渡清吾の議論に継承されている<sup>53)</sup>。また、それは、メドシェフスキーが制定法と社会意識の矛盾緊張として法の動態を捉えようとしたのと発想を同じくする。ただし、福島が「変革」を想定していたとすれば、メドゥシェフスキーは、復古＝「再伝統化」の可能性も否定できないと考えている。

日本について、水林彪は「人権・自由・民主主義などの普遍的かつ現憲法的価値を」を、「成熟させるための実践を支えるような「伝統」の発掘」<sup>54)</sup>を課題として提示した。日本法と中国法（律令）との関係という問題があるにせよ、そこには、非近代的な非公式の社会関係が公式の近代的制度を侵食するという見方とも、制度が伝統を変革するという方向とも異なる視点がある。このような視点を、この小論で検討したキルギスタン、またロシアやさらにポーランドやハンガリーについて語りうるのかどうか、立憲主義の前提条件または社会的基盤の存否を論じるとしてもそれをどのように論じるべきか、そのような問いが投げかけられている。

52) 同前、116-117頁。

53) 広渡清吾『比較法社会論』（日本評論社、2009年）、47-67頁。広渡は、「法文化は、諸要因の作用の結果（複雑な相互行為の結果）でありながら、同時にまた法の変化に影響を及ぼす作用因」であり、「循環する関係」に立つものであり、「法文化を「起点」として、何かしらの体系的理論が展開されるような位置にあるのでは」と述べている（63頁）。

54) 水林彪「原型（古層）論と古代政治思想論」大隅和雄・平石直昭編『思想史家丸山眞夫論』（ベリカン社、2002年）。また、同前『国制と法の歴史理論 - 比較文明史の歴史像』（創文社、2010年）。丸山眞夫については、笹倉秀夫『丸山眞夫の思想世界』（みすず書房、2003年）、樋口陽一『加藤周一と丸山眞夫 - 日本近代の〈知〉と〈個人〉』（平凡社、2014年）。樋口は、加藤周一の「雑種文化」論の可能性を検討する。